

雨漏り考察

雨漏り対策の勧め

去る五月末、浜松市東区市野町の S 様の住宅の雨漏り対策が終了いたしました。以前は雨が降ると雨漏りに悩まされていらしたのが、ようやく雨漏りがしなくなり、六月十九日（火）の台風四号でも雨漏りが発生しませんでした。長年の雨漏りの悩みが解消したとお喜びでした。



FRPの前にサッシを取り付けたせいで隙間が！

S 様の住宅は弊社が建設した物件ではありませんが、昨年の台風十五号の後でご相談いただきました。築十二年余りを経過していましたが、実は引き渡し前から雨漏りしていたそうです。雨漏りの度に建設した業者に連絡して対応を求めていますでしたが、しっかりした調査をせずに思いつくままサイディングの目地にコーキングをいい加減に打つ程度の対応しかしてくれず、雨漏



防湿シートの重なり不足と防水テープの未施工
サイディングの繋ぎ目にハットジョイナー未施工

りは止まらないままで、その内呼んでも来なくなってしまうたそうです。今回は思い切って外壁を剥がして調査をすることにし、結果色々な原因も特定出来てしっかりした対策を施すことが出来ました。

風が強くなっても雨漏りする場合は、それなりの原因があるものです。お金と手間は掛かっても建物を長持ちさせるためには、徹底した雨漏りの原因調査と対策が何よりお勧めです。



ハットジョイナー未使用のためサイディングが引っ張られベランダの出隅が開いてしまっている

「大地震への備え」

日本テンプレヴァン(株) 井上拓郎

「東海地震の三〇年以内の

発生確率は八十八%」

所轄庁提出書類の作成と提出の七月、お盆の八月、お彼岸の九月と、ご寺院にとって特にお忙しい時期だと思いますが、皆さん如何お過ごしでしょうか？

東京では皆さんもご承知の通り七月がお盆なので、亡父の新盆を迎えました。九月には一周忌を迎えます。振り返ってみるとあつと言う間の一年でした。

さて前回に引き続いての話になります。が、今回は地震保険について詳しく説明したいと思います。

今年の初めに政府の地震調査委員会が東

海地震の三〇年以内の発生確率を八十八%と発表しました。東日本大震災以降、弊社

でも地震保険に関する問い合わせや加入が増えてきております。大地震はひとたびおこると、その地域一帯に甚大な被害をもたらします。一九九五年におこった阪神淡路大震災では、約一、〇〇〇ヶ寺を超えるご寺院が深刻な被害に遭い、そのうちの約二〇〇ヶ寺を超えるご寺院が全壊したと言われております。また昨年おこった東日本大震災では、それ以上の悲惨な状況でした。

地震や津波、噴火による災害は、どれだけご住職が気を付けていても避けようのない災害です。避けようの無い災害ですから、せめてもの対抗策として地震保険に加入する方が増えているのだと思われれます。

「地震保険」

地震保険は地震、噴火による損壊や火災、津波による埋没や流失の被害を補償するものですが、必ず火災保険とセットでなければ加入できません。また、掛けられる保険金額（補償される金額）も建物は五、〇〇〇万円、家財は一、〇〇〇万円が限度で、加入している火災保険の保険金額の五〇%が上限となります。

この地震保険の引受は各損保会社ですが、政府が再保険をする形で引受けております。その為、地震保険の概要は地震に関する法律で定められており、その詳細については財務省のホームページ（インターネット上で「財務省 地震保険」で検索できます。）に載っております。

（次頁へ続く）

この地震保険ですが、加入の対象は居住用建物とその建物に収容される家財が補償の対象となっています。この事は地震保険法によって定義されており、ご寺院で言うところの庫裏と庫裏に収容される家財が補償対象となります。本堂や会館は建物の主たる目的が居住ではないので、それ単体では地震保険に加入できません。ただご本堂や会館でも居住を主たる目的とする庫裏などと構造上一つの場合、庫裏とご本堂または庫裏と会館などの様に、一つの建物として契約する事が出来ます。「構造上一つとして見なされるかどうか」がポイントとなります。加入される際に代理店や保険会社にて確認していただく事をお勧めいたします。

保険料は静岡県の場合で保険金額一、〇〇万円あたり、木造が三一、三〇〇円、非木造が一六、九〇〇円となっています。

また各種割引項目があり、それらに該当すると一〇%～三〇%の割引が適用されます。昭和五十六年六月一日以降に新築された建物であれば、建築年割引の一〇%の割引が適用できます。この場合、増築ではなく新築である事が必要となります。登記簿のコピーなどの確認資料が必要となります。

損害保険会社が取扱う地震保険以外にも、同様の補償をする農協の「建物更生共済むてき」（建更）という商品があります。特徴としては掛け捨てでない為、保障期間満了時に満期共済金が受け取れます。

ここまで地震保険について説明させて頂きましたが、寺院建物は一般の木造住宅に比べて柱や梁、軒などが太く丈夫な構造である事は間違いありませんが、巨大地震がおこり、寺院建物が被害が出るほどの地震規模の場合、一般の木造住宅にお住まいの

お檀家の建物被害はそれ以上になると思われます。東日本大震災の際もそうでしたが、寺院建物の復興をする為に寄付を募ろうとしても、お檀家の方々も被災している為、それどころではないという方が多かったです。思います。地震保険ですべての損害をカバーする事は出来ないかも知れませんが、出来る限り備えをされる事をお勧め致します。

曹洞宗華厳院様で上棟式

静岡県掛川市上土方落合

去る八月一日（水）、掛川市上土方落合の梅月山華厳院様（末永昌一住職）において、庫裡の上棟式が執り行われました。

華厳院様では去る六月にも書院の上棟式が盛大に執り行われていたため、今回は関係者のみの列席で簡素に行われました。

皆で順番に焼香し、今後の工事の無事を祈りました。

知って得する

雨漏りの話

今年は六月から台風が上陸したり、あまり雨の降らない夏だと思っていたら袋井市で避難勧告が出るような大雨が降るなど、昨年の台風で自宅の屋根が損傷して応急処置までしかしていない身にとっては、雨漏りが気になる今日この頃です。ということで、今回は雨漏りの話です。

台風など強風を伴わないのに雨漏りする場合、建物に何らかの原因があることとなります。原因は大きく分けると構造的欠陥、施工不良、損傷、劣化の四つに分類出来ます。構造的欠陥は、屋根の勾配が緩やか過ぎて、少しの降雨でも風で雨が逆流してしまう場合や、間取りのせいで屋根が複雑に入り組んでいる場合、ベランダなど雨漏りの可能性が高まる構造物があるなどです。また、屋根に降った雨が樋の容量を超えて集まってしまふ、樋が設置されていないため雨だれが壁に掛かっ

てしまう場合もあります。

施工不良は、屋根の下地のルーフィングやサイディングなどの外壁の下の防湿シートなどの張り方に問題がある、窓や戸などのサッシ周りに防水テープを施工していない、サイディングの接続部にハットジョイナーを使用していない、コーキングを打つ前にプライマーを使用していない、水切りの板金の接続部や折り曲げ箇所に防水対策が施されていないなどがあります。これらの場合施工後では、屋根や外壁をめぐって見ないと確認できない場合が多いので、調査するのに費用が掛かるかもしれず、決断に勇気が要ります。

損傷は物理的要因で瓦や壁が割れたり穴が開いたりする場合と、経年劣化で脆くなつて割れたり、酸性雨で少しずつ溶かされて穴が開いてしまう場合があります。

劣化の場合は、紫外線や風雨にさ

らされて長い年月の間に目地の漆喰が剥がれてしまつたりシリコンが硬化して切れてしまふ、サイディングそのものが撥水性を失うなどがあります。

雨漏りは天井に雨染みが出来たり、塗り壁が変色したり、サッシ枠の上から雨水が浸入したり、柱を伝う雨水を直接目にした場合には簡単に気付きますが、恐いのは台所やトイレ、風呂など、キッチンボードやタイル貼りのせいで雨漏りしていても気付かない場合です。気付かない間に雨漏りが続けば柱などの構造材が腐つてしまふ家の寿命を縮めてしまいます。一度は点検されることをお勧めします。ご自分で行かない場合は、信頼の置ける工務店に頼みましょう。

編集後記

前号の一面の三段目の見出しが「華厳院様で落慶式」となっていました。上棟式の間違いでした。